

令和 2 年度

第 2 回 定期 監査 報告 書

南相馬市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	1
6	監査の期間	2
7	監査の実施場所及び実施日	2
8	監査の結果	2

指摘事項
なし

指導事項
なし

検討事項等
なし

南相馬市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和2年8月25日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

記

1 監査の種類

定期監査（7月実施分）

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
復興企画部	コミュニティ推進課
建設部	建築住宅課
教育委員会	教育総務課、学校教育課

3 監査の範囲

平成31年4月から令和2年3月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和2年7月1日～令和2年8月24日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和2年7月17日(金)	コミュニティ推進課	監査委員事務局
	建築住宅課	
令和2年7月20日(月)	教育総務課	
	学校教育課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていました。今後も引き続き、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

指摘事項

なし

指導事項

なし

検討事項

なし

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等(意見)に区分して記載しています。

指摘事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

指導事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等(意見)...特別に検討等を必要とするもの